

「上海市外地従業員に対する 総合保険の暫定執行規則」

2005年6月

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

上海市外地従業員に対する総合保険の暫定執行規則

(2002年7月22日上海市人民政府令第123号発布)

(2004年8月30日『上海市人民政府「上海市外地従業員に対する総合保険の暫定執行規則」の決定』の改訂に関する修正)

第一条 (目的)

外地従業員の合法的權益を保証し、団体の雇用行為を規範するとともに、本市労働力市場の秩序を維持するため、本市の実際に基づき、本規則を制定する。

第二条 (意義)

本規則全てで称する外地従業員の総合保険(以下、「総合保険」と称する。)は、労働傷病(或いは不慮の傷害)、入院医療や老年手当などの三項保険の給付を含む。

本規則全てで称する外地従業員とは、本市の就業条件に合致し、本市で労働に従事し商業を営んで本市に常住するが本市の戸籍を有しない、ほかの省、自治区、直轄市の者を指す。

第三条 (適用範囲)

本市行政区域内において、外地従業員を使用する国家機関、社会团体、企業(外地施工企業を含む)、事業団体、民営非企業団体、個人経済組織(以下、統一して「雇用団体」と称する。)及びその使用する外地従業員と団体に属さない外地従業員に対し、本規則を適用する。

下記の外地従業員は本規則を適用しない。

- (一) 家政サービスに従事する者
- (二) 農業労働に従事する者
- (三) 『「上海市居住証」制度を実行して人材導入を行なう暫定執行規定』に基づき雇用される者

第四条 (管理部門)

市労働及び社会保障局は本市の総合保険の行政主管部門であり、総合保険の統一管理について責任を負う。労働保障行政部門が所属する外地人員就業管理機構は、総合保険の具体的管理作業について責任を負う。

市建設及び管理委員会は市労働及び社会保障局と共同で在滬建設施工企業の外地従業員に対する総合保険の組織実施について責任を負う。市公安、財政、工商、衛生などの部門は各自職責に基づき、共同で総合保険管理業務をきちんと実施する。

第五条 (保険費納付主体)

雇用団体と団体に属さない外地従業員は本規則規定に基づき、総合保険費を納める。

第六条 (登記手続き)

雇用団体は本規則の施行日から30日以内において、外地人員就業管理機構で総合保険登記手続きを行わなければならない。外地従業員を使用する或いは本市に進入して施工する雇用団体は、外地従業員を使用した日から30日以内に、総合保険の登記手続きを行わなければならない。

団体に属さない外地従業員は、外地人員就業管理機構で総合保険の登記手続きを行わなければならない。

総合保険の具体的な登記事項は、市労働及び社会保障局によって別に規定する。

第七条 (取消しと変更)

雇用団体が法に基づき終止する或いは本市から移転する、又は総合保険の登記事項の変更が発生する場合、関連事実の発生日から30日以内において、もとの登記手続き機構で登記手続きの取消し或いは変更を行わなければならない。

団体に属さない外地従業員は本市で就業しない、或いは総合保険の登記手続き事項に変更が発生する場合、直ちにもとの登記手続き機構で登記手続きの取消し或いは変更を行わなければならない。

第八条（保険費納付期限）

雇用団体と団体に属さない外地従業員は総合保険の登記手続きを行なった月から、月ごとに市外地人員就業管理機構に総合保険費を納めなければならない。

第九条（保険費納付基数と比率）

雇用団体が納める総合保険費の基数は、その雇用外地従業員総人数に前年における全市労働者の月平均賃金の60%を掛けたものとする。団体に属さない外地従業員が納める総合保険費の基数は、前年度における全市労働者の月平均賃金の60%とする。

雇用団体と団体に属さない外地従業員は保険費納付基数の12.5%の比率で総合保険費を納める。そのうち、外地施工企業の保険費納付比率は、5.5%とする。

第十条（総合保険費の法律ルート）

雇用団体が納める総合保険費は、財政部門が規定する法律ルートによる。

第十一条（基金の使用）

本市は総合保険基金を樹立する。総合保険基金は主に総合保険給付の支払い及び運営費などに使用する。

総合保険基金を使用するに足りないとき、保険費納付比率を調整することができる。保険費納付比率の調整は市労働及び社会保障局が提出し、市政府の批准を受けて執行する。

第十二条（基金の管理）

総合保険基金は集中管理、被保険受領者専用、特別支出金専用を実行し、いかなる部門や団体、個人も又貸し、流用、横領を行ってはならない。

総合保険基金は法に依拠して財政、監査、監察などの部門の監査を受領する。

第十三条（給付の受領）

本規則規定に基づき保険費納付義務を履行する場合、以下の規定により総合保険の給付を受領する。

- (一) 雇用団体が雇用する外地従業員は、労働傷病、入院医療、老年手当の三項目の給付を受領する。
- (二) 団体に属さない外地従業員は、不慮の傷害、入院医療、老年手当の三項目の給付を受領する。
- (三) 外地施工企業の外地従業員は、労働傷病、入院医療の二項目の給付を受領する。

第十四条（労働傷病或いは不慮の傷害の保険給付）

雇用団体が雇用する外地従業員、団体に属さない外地従業員は、総合保険の加入期間に労働傷病事故(或いは不慮の傷害)に遭遇した、職業病を発症した場合、関連部門を通して認定と労働能力評定を行なった後、本市の規定する労働傷病の給付標準を参考にして、労働傷病(或いは不慮の傷害)保険の給付を受領する。労働傷病(或いは不慮の傷害)保険の給付は一回限りの支払いとする。

第十五条（入院医療の給付）

外地従業員は、総合保険の加入期間に疾患或いは非労働負傷により入院した場合、入院で発生する医療費用が支払い標準以下の部分であるとき、外地従業員が負担する。支払い標準以上の部分であるとき、総合保険基金が80%を負担し、外地従業員が20%を負担する。入院医療費用の支払い標準は前年度における全市労働者の年間平均賃金の10%とする。

雇用団体と団体に属さない外地従業員が満三ヶ月保険費用を納めた場合、入院医療の最高給付額を受領し、全年度全市労働者の年間平均賃金とする。連続して満六ヶ月保険費を納めた場合、入院医療の最高給付額を受領し、全年度における全市労働者の年間平均賃金の2倍とする。連続して満九ヶ

月保険費を納めた場合、入院医療の最高給付額を受領し、前年度における全市労働者の年間平均賃金の3倍とする。連続して満一年以上保険費を納めた場合、入院医療の最高給付額を受領し、前年度における全市労働者の年間平均賃金の4倍とする。

第十六条（老年手当の給付）

雇用団体と団体に属さない外地従業員が連続して満一年保険費を納めた場合、外地従業員は老年手当証書を取得することができ、その金額は本人の実際納付した額基数の7%とする。

外地従業員は男性が満60歳、女性が50歳のとき、老年手当証書に基づき一回限り老年手当を現金に引き換えることができる。

第十七条（総合保険の給付手続き）

本規則第十四条、第十五条、第十六条の規定条件に合致する外地従業員は、本人の身分証、労働ハンドブック、老年手当証書及び関連証明材料に基づき、労働傷病(或いは不慮の傷害)、入院医療或いは老年手当の給付を受領する手続きを行なうことができる。

第十八条（総合保険金の支払い）

総合保険金は外地人員就業管理機構が支払う。

総合保険金は国家と本市の関連規定に基づくとともに、本規則に規定する標準により、保険会社に支払いと運用を委託する。

第十九条（監督検査）

労働保障行政部門が所属する労働監察機構は総合保険金費の納付状況を監督検査する責任を負う。

規定に従って総合保険費を納めていない雇用団体と団体に属さない外地従業員は、労働保障行政部門がその期間を限定して補足納付させる責任を負わなければならない。期限を過ぎても依然として納付しない場合は、未納日から日計算で2%の滞納金を追徴するとともに、雇用団体には、各人の未納金額の一から二倍の罰金を科すことができる。期限を過ぎても総合保険費、滞納金或いは罰金の納付を拒む場合、労働保障行政部門は人民裁判所に法に基づき強制執行を申請することができる。

総合保険費を補足納付する前、外地従業員に労働傷病(或いは不慮の傷害)、入院によって発生した費用は、雇用団体が本規則に規定する標準に従って負担する、或いは団体に属さない外地従業員個人が負担する。

第二十条（通報）

いかなる組織や個人も関連総合保険費の徴収・納付に対する違法行為について、労働保障行政部門に通報する権利を有する。労働保障行政部門はその報告を直ちに調査し、規定に従って処理するとともに、通報者の秘密を守る。

第二十一条（争議処理）

外地従業員と雇用団体は、総合保険費の納付により争議が発生する場合、労働紛糾仲介委員会に仲裁を申請することができ、直接労働争議仲裁委員会に仲裁を申請することもできる。裁決を不服とする場合は、法に依拠して人民裁判所に訴訟することができる。

第二十二条（実施細則）

本規則の実施細則は、市労働及び社会保障局が制定する。

第二十三条（実施期日）

本規則は2002年9月1日より施行する。